

ご案内します！！

特定自主検査、大丈夫ですか!?

平成25年7月より特定自主検査の対象機械の解体用機械に従来の「ブレーカー」などに加えて「鉄骨切断機」「コンクリート圧碎機」「解体用つかみ機」の3機種が追加されました。

◀従来の検査対象機械▶



！！注意！！

これらの機械については年に1回、有資格者による特自検を実施しなければなりません。
(労働安全衛生法 第45条、労働安全衛生規則 第167条、第169条の2)

基本的な考え方として必ずベースマシンに装着し検査することになっております。



ベースマシンの特定自主検査だけではダメなんです！

エスアールエスの 解体用アタッチメントなら安心です！

なぜかというところ……



エスアールエス株式会社 HP: <https://www.srscorp.co.jp/>



アタッチメントを知り尽くした PRO集団が点検をしているので **安全・安心!**

エスアールエスの解体用アタッチメントは…

- ✓ 出庫時、入庫時、アタッチメントのプロによる点検の実施
- ✓ ショベル本体に取り付けての特定自主検査の実施
- ✓ 出庫時の書類提出及びステッカーの貼り付けの徹底

エスアールエスでは、
特定自主検査も検査要領に沿いベースマシンに取り付け、
毎年、毎回、確実な検査を実施しているのはもちろん
のこと、アタッチメントの故障による事故を防止する
ためにアタッチメントのPRO集団による日常の点検、
メンテナンスも確実に実施しております。

**日常のメンテナンスを
確実に実施している会社から借りましょう!!**

「アタッチメント検査済シール」は特定自主検査を実施した際、
本体に貼付する「検査済標章」に加え、解体用機械のアタッチメントに貼付し、
特定自主検査を実施したことを証するためのものです。

※この件は、解体用機械のみならず、取替え可能なアタッチメントを有する車両系建設機械にも適用されます。

《アタッチメント検査済シール》

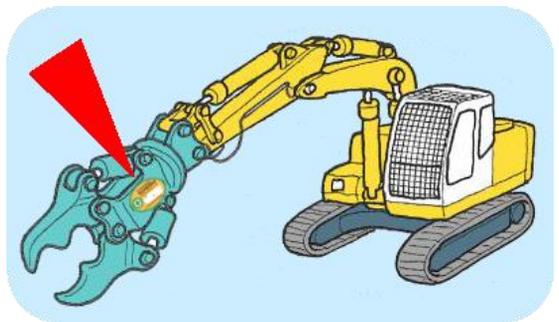


アタッチメントに検査済シールが
貼られているかご確認下さい!!



《使用方法》

特定自主検査実施年月を記入し、アタッチメントの見易い箇所に貼付する。汚損・破損の都度検査実施時期を確認して貼替える。



SRS YouTubeチャンネル
商品紹介の動画はこちら



SRS ショッピングサイト
お買得商品が盛りだくさん



SRS エスアールエス株式会社

PROMAX プロマックス事業部

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-12-2 朝日ビルディング8F

TEL:03-3517-3355 FAX:03-3517-3356

レンタルのご用命は